

〈概要版〉

大分県文化財保存活用大綱

—地域とともに活かして守る 大分の文化財—

令和3年3月

大分県教育委員会



大分県文化財保存活用大綱とは

第1章

平成30年に改正された文化財保護法に基づき、今後の大分県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を、大分県文化財保存活用大綱として取りまとめました。

大分県の文化財を取り巻く社会状況

【文化財を取り巻く情勢】

- 過疎化・少子高齢化の進行
- 文化財への興味・関心の希薄化
- 大規模自然災害の発生
⇒文化財の散逸・滅失の危機

【様々な地域資源としての文化財の活用】

- 市町村と地域住民が連携した文化財保存・活用の取組
- 学校教育や観光・まちづくり行政との連携
- 世界農業遺産など文化財行政以外での文化財保護活動
⇒文化財を活用した地域活性化

大分県の文化財を次世代へつなげるために

第1章

文化財は、子どもたちが身も心も健やかに育ち、大人たちが歴史と文化の厚みの中で互いに交流しながら幸せに働き、高齢者が生き活きと健康に暮らせる地域社会を創る重要な資源です。

■文化財保護 「保存」と「活用」

- 文化財の価値を守り、永く伝えていくために、しっかりとした調査・研究に基づく文化財の指定と文化財の価値を維持するための保存修理に努める。
- 多様な地域資源である文化財を、暮らしの中に息づかせ、地域住民とともに活用することを通して、持続可能な文化財の保存体制の確立を目指す。
- 文化財を活用することで地域振興を図り、文化財の保護につながる好循環を生み出すことで、地域社会の活性化に寄与する。

豊かな歴史と文化に彩られた大分県

第2章

大分県は、複雑な地形と地質構造を有し、豊かな自然環境に恵まれています。本県の歴史と文化は、多彩な自然環境のもとで育まれており、有形・無形の特色ある文化財が満ちあふれています。

■豊かな自然環境

- 大分県は九州東岸に位置し、北は周防灘、東はリアス海岸の豊後水道に面しており、城下かれい、まぐろ、ぶりなど、豊かな海産物に恵まれている。
- 九重火山群、由布・鶴見火山群等の火山が存在するため、各所に温泉が湧出し、溶岩台地等の侵食によって奇岩・奇峰が連続する「耶馬」と呼ばれる特徴ある地形が広がる。
- 本県の複雑な地形は気候にも影響しており、比較的に多くの気候区分に分けられることから、カモシカ、オオサンショウウオやミヤマキリシマなど、様々な動植物が生息する。

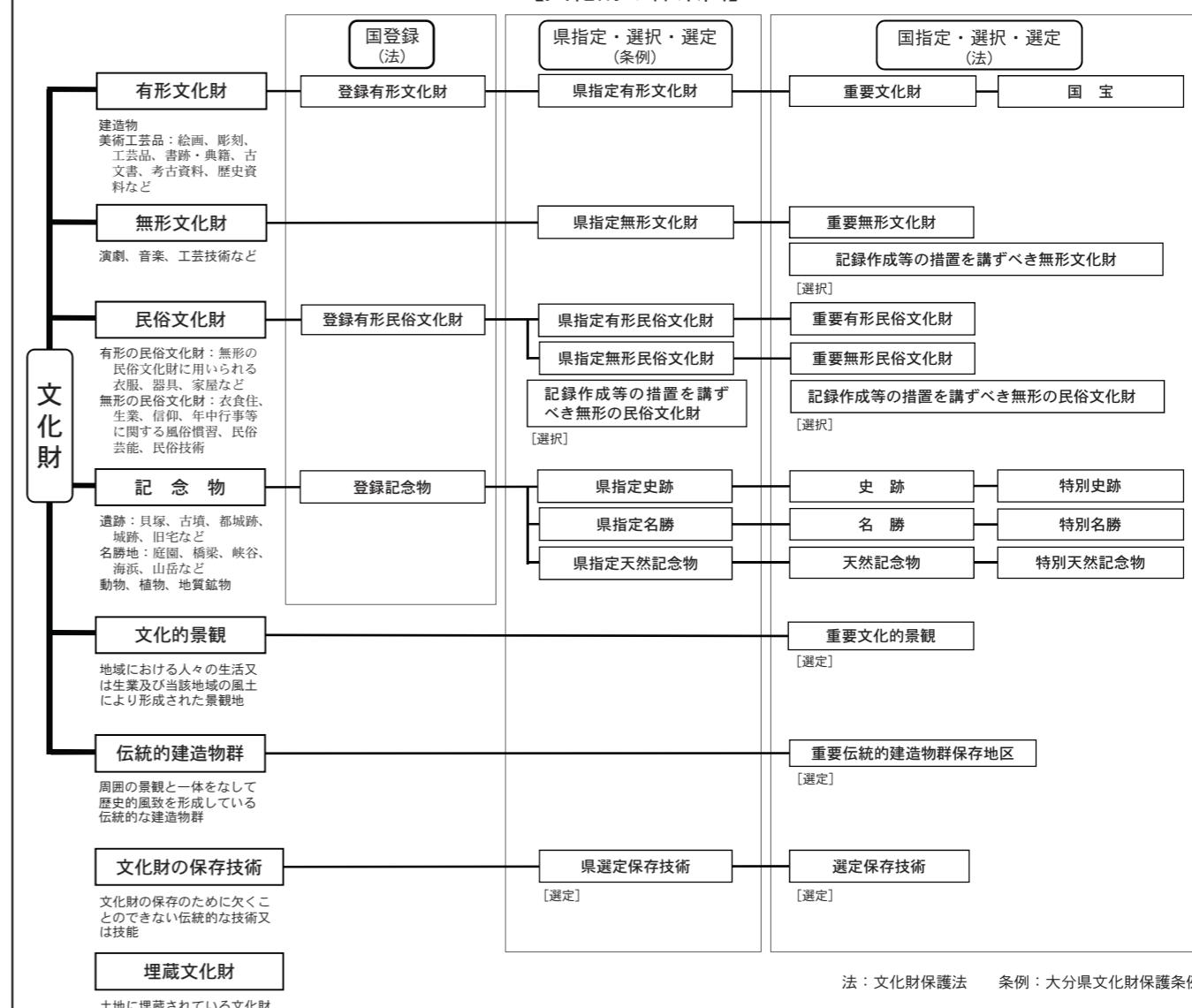
■大分県の多彩な歴史と文化

- 原始・古代：瀬戸内海を通じた交流を背景に、畿内の影響を受けた前方後円墳が築かれた。また、宇佐宮を中心とした八幡神の信仰は、時々の政局と関わりながら日本全国に広がった。
- 中世・近世：大友氏による東南アジアとの交易やキリスト教の受容を背景に、県域にはキリスト教文化が花開いた。また、近世の「小藩分立」は、各地域ごとに特色ある様々な文化を生み出した。
- 近代・現代：明治4年（1871）に日田県を、同9年に中津・宇佐両市を統合して、現在の大分県が成立了。海路の整備や掘削技術の革新を背景に、別府は日本有数の温泉観光地へと成長した。

文化財の類型と大分県の文化財

第2章

【文化財の体系図】



法：文化財保護法 条例：大分県文化財保護条例

大分県内の国・県指定等文化財

種別	国宝等	国指定・選定	県指定・選定	国登録	国選択	県選択
有形文化財	建造物	2	30	208	231	
	美術工芸品	7	27			
	彫刻	1	31	109		
	書籍		2			
	古文書		3			
	考古資料	5	36			
	歴史資料	1	16			
	計	2	56	289		
	小計	4	86	497	231	
	無形文化財		1	2		
民俗文化財	有形		4	14	1	
	無形	7	47		14	23
	小計	11	61	1	14	23
	記念物	1	43	107		
重要文化的景観	史跡	6	6	6		
	名勝	2	22	79		
	天然記念物	3	71	192	6	
	小計	4				
重要伝統的建造物群保存地区	合計	7	175	753	238	14
	選定保存技術			1		23



宇佐神宮本殿（宇佐市）



孔雀文鏡（宇佐市）

大分県の国宝



臼杵磨崖仏（臼杵市）



富貴寺大堂（豊後高田市）

目指すべき将来像と方向性

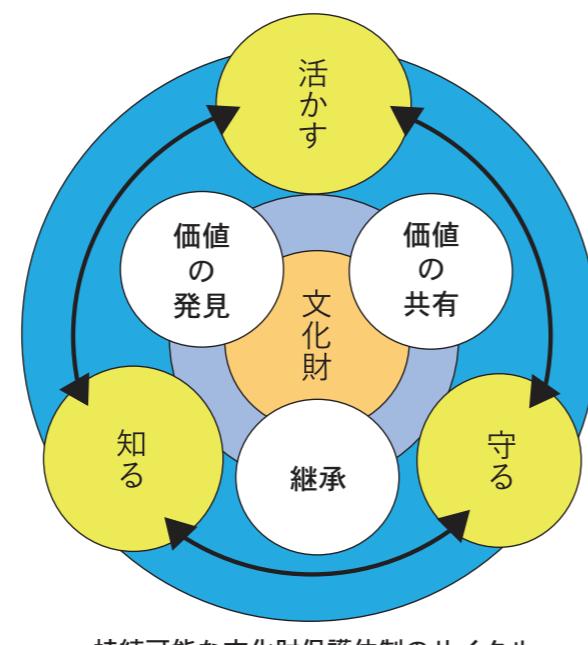
第2章

基本方針のもと、文化財を「知る」「活かす」「守る」取り組みを推進し、持続可能な文化財保護体制の確立を目指します。

■ 目指すべき将来像

- 人々が地域の文化財を「知る」
⇒価値の発見
- 様々な地域資源として「活かす」
⇒地域の活性化
- 価値を共有し「守る」
⇒保護体制の確立

人々が文化財の価値を主体的に発見し、その価値を共有することにより、持続可能な文化財の継承が図られる社会の構築



■ 方向性

【文化財を「知る】

- 文化財に触れる活動を通して、自らその価値と在り方を発見することで、文化財を身近なものにする取組を推進する。

大分の文化財
フォトコンテスト
#レガシー（日田市）



【文化財を「活かす】

- 文化財の活用を図る取組を推進することで、地域の活力を増進させ、地域社会の活性化に寄与する。

2019年度日本博
「NOBODY KNOWS
豊後高田公演」



【文化財を「守る】

- 地域が主体となって進める文化財保護活動を積極的に支援する。
- 文化財の奥深さに触れる機会の提供を通して、文化財保護の継承者や担い手を育成する。

岡城清掃の日
(竹田市)



第2章

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

第3章

目指すべき将来像と方向性に沿って、県や市町村、文化財所有者や地域住民、関係団体と連携し、「オール大分」で文化財の適切な保存・活用に取り組んでいきます。

■ 文化財の保存

- しっかりとした文化財の調査・研究
- 調査・研究に基づく文化財の指定
- 国・県の文化財関係補助制度の活用
- 民間団体等の助成金やクラウドファンディングの活用
- 文化財保存活用地域計画・保存活用計画作成の促進
- 類型に応じた文化財の維持・管理、修理・整備



発掘調査 (豊後大野市)

■ 文化財の活用

- 文化財活用のあり方の変化
⇒「公開による活用」から「地域振興への活用」へ
- 県の文化財活用の取り組み
⇒文化財の修復現場公開、日本遺産周遊ツアー、フォトコンテスト
- 地域で広がりつつある好事例の普遍化
⇒平田邸活用推進協議会（中津市）
⇒AR等の先端技術を用いた岡城跡の魅力発信（竹田市）
- 学校教育との連携強化
⇒主体的・対話的で深い学びを実現
⇒児童・生徒の郷土愛を育み、文化財の守り手を育成
- 文化財情報のデジタル化と情報発信の推進



平田邸活用推進協議会 (中津市)

■ 文化財をささえる人材の育成

- 文化財の継承者の育成
⇒地域住民が地域の文化財を探究することをサポート
- 文化財の保護を担う専門的知識・技能を有する人材の育成
⇒体系的かつ計画的な研修の実施
- 文化財愛護少年団や子どもガイド等の活動支援
- 社会教育機関による学校教育との連携強化
⇒児童・生徒を主役とした展示等の体験
- 関係機関・団体との連携
⇒文化財ガイド等の地域人材の掘り起こし



第40回 大分県文化財愛護少年団のつどい記念大会 (宇佐市)

第4章

市町村への支援の方針

市町村が特色ある文化財の保存・活用を推進できるよう必要な支援を行います。

- 市町村が単独で、あるいは「日本遺産」のような共通テーマに基づいた連携で、文化財の保存・活用を推進できる体制づくりに努める。
- 地域計画作成とその推進に当たり、全市町村が大綱の示す基本方針のもとで、適切な文化財の保存・活用に取り組めるよう、継続的な指導・助言を行う。

第5章

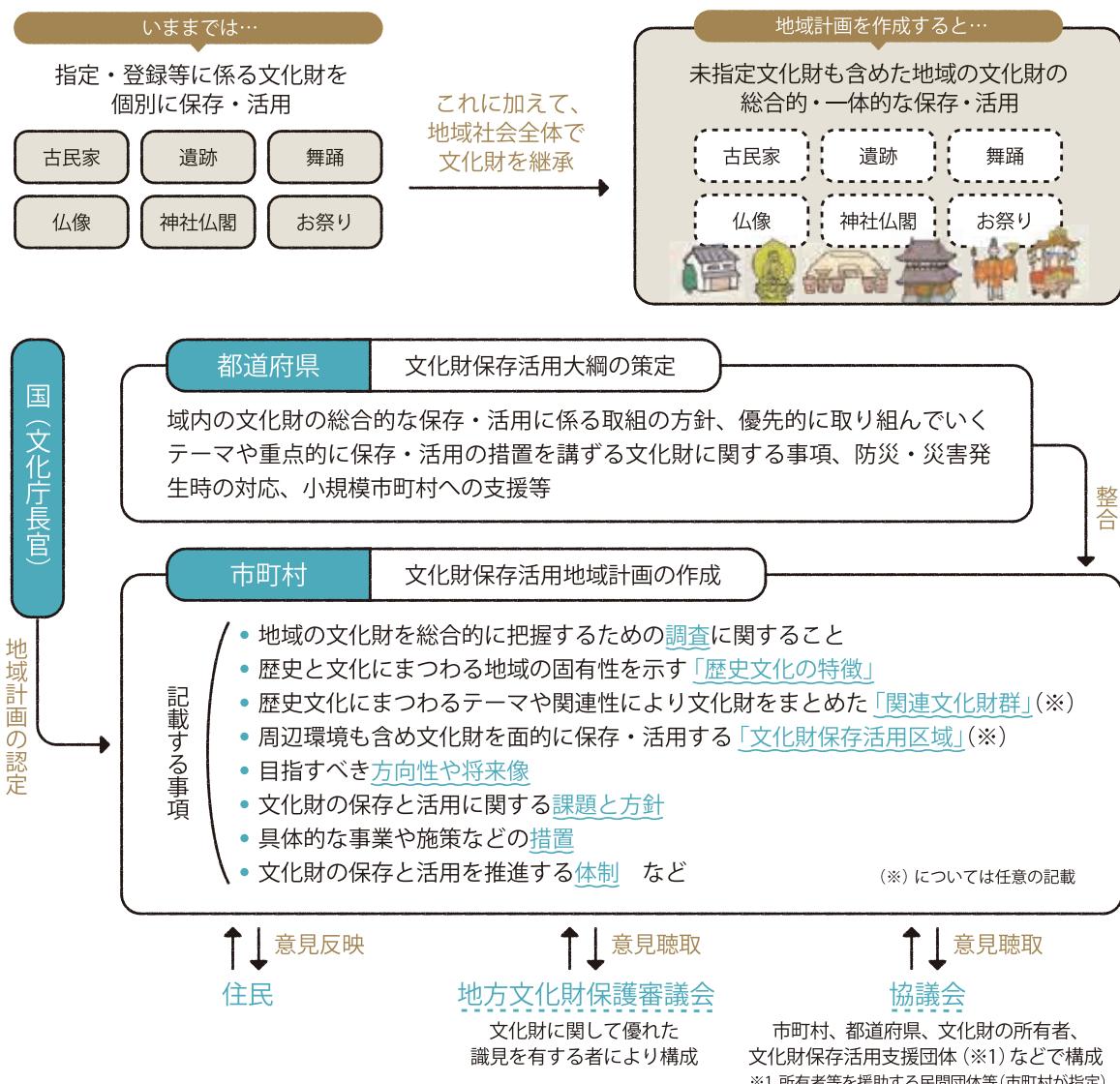
防災・災害発生時の対応

近年多発する大規模自然災害をふまえ、大切な文化財を災害から守る取組を推進します。

- 防犯・防災対策：文化財の定期的な巡回を行うとともに、文化財データの収集・共有、デジタル化と情報発信に努める。
- 復旧に向けた取組：情報収集に努めるとともに、文化財ドクター派遣事業や文化財レスキューの実施体制整備に努める。

文化財保存活用地域計画の作成

本大綱の基本方針「地域とともに活かして守る 大分の文化財」の達成には、県内の全市町村が「文化財保存活用地域計画」を作成し、オール大分での文化財の保存・活用を推進していくことが必要です。



認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- ① 文化財保護におけるビジョンの共有
- ② 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- ③ 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
- ④ 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
- ⑤ 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化

- ⑥ 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
 - ⑦ 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
 - ⑧ 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート（2020年10月）より

文化庁地域文化創生本部

『地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ－』（令和3年1月）から転載



令和2年度文化庁文化芸術振興費補助金
(地域文化財総合活用推進事業)

※表紙題字 藤本 篤

※表紙写真 上：重要文化財・国史跡 熊野磨崖仏、中：重要無形民俗文化財 吉弘楽、下：国名勝 別府の地獄

大分県文化財保存活用大綱〈概要版〉 －地域とともに活かして守る 大分の文化財－

編集・発行：大分県教育委員会
〒870-8503 大分県大分市府内町3丁目10番1号
TEL 097-506-5498 / FAX 097-506-1811